

8 標識の掲出

開発許可を受けたときは、許可日の翌日から工事完了公告の日まで下表の標識を開発区域内の公衆の見やすい場所に掲出してください。（別記第5号様式）（細8）

← 90センチメートル →		↑ 80 セ ン チ メ ー ト ル ↓	
開 発 許 可 標 識	許 可 番 号 許可年月日		第 号 年 月 日
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称			
開発区域の面積			
開発許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名	電話 ()		
工 事 施 行 者 の 住 所 ・ 氏 名	電話 ()		
設 計 者 氏 名			
工事現場管理者氏名	電話 ()		

この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、江戸川区に備えてある
開発登録簿をご覧ください。

※ 開発行為の変更許可を受けたり、軽微な変更の届出を行った場合は、当該変更に係る事項について修正を行ってください。